

## 那珂川町物価高騰対応生活応援商品券事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、物価高騰の影響を受けている町民や事業者を支援するとともに町内消費喚起による地域経済の活性化を図ることを目的として、国の重点支援地方交付金を活用し実施する那珂川町物価高騰対応生活応援商品券事業に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ぐるっとなかがわ応援券 前条の目的を達成するために、町によって配布される商品券(様式第1号)をいう。
- (2) 特定取引 ぐるっとなかがわ応援券が対価の弁済手段として使用される物品(有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。)の購入、借受け又は役務の提供をいう。
- (3) 取扱店 特定取引を行い、受け取ったぐるっとなかがわ応援券の換金を申し出ることができる事業者として登録された者をいう。

(配布対象者)

第3条 ぐるっとなかがわ応援券の配布対象者(以下「対象者」という。)は、次に掲げる者とする。

- (1) 令和8年2月1日(以下「基準日」という。)において、本町の住民基本台帳に記録されている者。ただし、基準日から令和8年3月3日までの間に死亡した者を除く。
- (2) 基準日において住民基本台帳に記録されない者であって、転入した日から住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条第1項に規定する期間内に転入届を提出した者で、基準日において町内に住所を有する者
- (3) 第1号に掲げる者に係る子として、基準日の翌日から令和8年3月31日までの間に出生した者で、戸籍法(昭和22年法律第224号)第49条第1項に規定する期間内に出生届が提出された者
- (4) 基準日において、配偶者からの暴力を理由に避難し、当該配偶者等と生計を別に行っている者及びその同伴者(以下「DV等避難者」という。)で、次のいずれかに該当する者
  - ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条の規定による保護命令(配偶者からの暴力を理由に行っている者にあつては、同条第1項の規定による接近禁止命令又は同法第10条の2の規定による退去命令。その同伴者にあつては、同法第10条第3項又は第4項の規定による接近禁止命令。)が出されている者
  - イ 婦人相談所による配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書又は婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関(行政機関その他の関係機関と連携してDV等避難者の支援を行っている民間支援団体を含む。)が発行した確認書を有する者
  - ウ 住民基本台帳事務処理要領(昭和42年10月4日付け自治振第150号自治省行政局長等通知)に基づく支援措置の対象となっている者

(ぐるっとなかがわ応援券の配布等)

第4条 対象者に配布するぐるっとなかがわ応援券は、1人につき15,000円とする。

2 ぐるっとなかがわ応援券の券種は、次のとおりとする。

- (1) 共通券 全ての取扱店において使用できる券
- (2) 専用券 大型店(スーパーマーケット、ホームセンター、ドラッグストア)を除く取扱店において使用できる券
- (3) 食事券 取扱飲食店において使用できる券

3 前項に規定する券種の構成は、次のとおりとする。

- (1) 共通券 1,000円券 5枚
- (2) 専用券 1,000円券 5枚
- (3) 食事券 500円券 10枚

4 前項に掲げる券種の構成をもって、1人につき1組として配布する。

5 ぐるっとなかがわ応援券は、対象者の属する世帯主に対し、郵送により配布するものとする。

6 前条第4号に規定する者から、ぐるっとなかがわ応援券配布に係る配偶者等の暴力を理由に避難している旨の申出書(様式第2号)が提出された場合は、町長はこれを審査し、適当と認めるときは、当該申出者に対しぐるっとなかがわ応援券を配布する。

(ぐるっとなかがわ応援券の使用範囲等)

第5条 ぐるっとなかがわ応援券は、取扱店との間における特定取引においてのみ使用できる。

- 2 ぐるっとなかがわ応援券の使用期間は、令和8年5月1日から令和8年8月31日までの間とする。
- 3 特定取引に使用されたぐるっとなかがわ応援券の券面金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、取扱店からの当該上回る額に相当する金銭の支払は行われぬものとする。
- 4 ぐるっとなかがわ応援券は、紛失、盗難、破損等の事故があつた場合においても、再発行は行わぬ。
- 5 ぐるっとなかがわ応援券は、転売、譲渡及び換金を行うことができない。
- 6 ぐるっとなかがわ応援券は、本人又はその代理人若しくは使用者に限り使用することができる。
- 7 ぐるっとなかがわ応援券は、次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。
  - (1) 不動産及び金融商品
  - (2) たばこ
  - (3) 商品券、プリペイドカード等の換金性の高いもの
  - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
  - (5) 国税、地方税、使用料等の租税公課
  - (6) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの(取扱店の登録等)

第6条 町及び那珂川町商工会(以下「商工会」という。)は、別に定める募集要項により、町内に事業所、店舗等を有する事業者を対象に取扱店を募集する。

- 2 商工会は、ぐるっとなかがわ応援券取扱店登録申請書(様式第3号。以下「登録申請書」という。)により応募のあつた事業者、又は那珂川町プレミアム付き商品券事業実行委員会が実施しているプレミアム付き商品券の取扱事業所として登録されている事業者を登録し、当該事業者に対取扱店であることを示す標示物を交付する。
- 3 取扱店は、前項の登録の内容を変更しようとするときは、登録申請書を商工会に提出しなければならない。
- 4 町長は、第1項から第3項までの規定による取扱店の募集及び登録に係る事務の実施に必要な経費について、商工会に対し補助するものとする。  
(取扱店の責務)

第7条 取扱店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 特定取引においてぐるっとなかがわ応援券の受取を拒んではならないこと。
- (2) ぐるっとなかがわ応援券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと。
- (3) 第5条第7項各号に掲げる物品及び役務の提供に係る取引を行ってはならないこと。
- (4) 町及び商工会と適切な連携体制を構築すること。
- (5) その他町長が必要と認める事項  
(ぐるっとなかがわ応援券の換金手続)

第8条 商工会は、特定取引においてぐるっとなかがわ応援券が使用されたときは、取扱店に対し、その券面金額に相当する金額を支払うものとする。

- 2 前項の場合において、取扱店は、ぐるっとなかがわ応援券換金依頼書兼請求書(様式第4号)に特定取引において受け取つたぐるっとなかがわ応援券の裏面に事業所名を記名又は押印したものを添えて、券面金額での換金を申し出るものとする。
- 3 取扱店は、商工会に対し、令和8年9月15日までにぐるっとなかがわ応援券の換金を申し出なければならない。
- 4 町長は、前各項の規定による換金事務の実施に必要な原資及び事務費を、商工会に対し補助するものとする。  
(ぐるっとなかがわ応援券に関する周知等)

第9条 町及び商工会は、那珂川町物価高騰対応生活応援商品券事業の実施に当たり、当該事業の概要等について広報その他の方法による周知を行うものとする。

(雑則)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行する。  
(失効)
- 2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。